

令和5年2月定例会

〔 会期 令和5年2月7日（火） 1 日 限 〕
〔 場所 三川町 なの花ホール 〕

令和5年第1回庄内広域行政組合議会
2 月 定 例 会 会 議 録

令和5年2月7日（火曜日） 午後3時 開議

~~~~~  
◎出欠席議員氏名

議 長 尾 形 昌 彦

**出 席 議 員 (14名)**

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 佐 藤 弘   | 2 番  | 伊 藤 欣 哉 |
| 3 番  | 佐 藤 喜 紀 | 4 番  | 後 藤 泉   |
| 5 番  | 後 藤 啓   | 6 番  | 佐 藤 栄 市 |
| 7 番  | 石 川 保   | 8 番  | 土 門 治 明 |
| 9 番  | 草 島 進 一 | 10 番 | 長 谷 川 剛 |
| 11 番 | 秋 葉 雄   | 12 番 | 佐 藤 麻 里 |
| 13 番 | 佐 藤 昌 哉 | 14 番 | 尾 形 昌 彦 |

**欠 席 議 員 (0名)**

~~~~~

◎説明のために出席したもの

理事長 皆川 治
(鶴岡市長)

副理事長 丸山 至
(酒田市長)

理事 富樫 透
(庄内町長)

監査委員 大石 薫
(酒田市監査委員)

会計管理者 東海林 敦
(鶴岡市会計管理者)

参与 伊藤 敦
(鶴岡市企画部長)

参与 佐藤 龍一
(鶴岡市農林水産部長)

庄内広域行政組合
事務局長 菅原 司

広域行政事務所
次長 上野 修
(鶴岡市政策企画課長)

副理事長 阿部 誠
(三川町長)

理事 時田 博機
(遊佐町長)

監査委員書記 本間 正広
(酒田市監査委員事務局長)

参与 中村 慶輔
(酒田市企画部長)

参与 久保 賢太郎
(酒田市農林水産部長)

広域行政事務所兼青果市場管理事務所
兼食肉流通施設事務所
所長 佐藤 良

広域行政事務所
次長 阿部 武志
(酒田市企画調整課長)

~~~~~

## ◎議事日程

議事日程第1号

令和5年2月7日(火) 午後3時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議第 1号 令和4年度庄内広域行政組合庄内地方拠点都市地域事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 4 議第 2号 令和4年度庄内広域行政組合青果市場事業特別会計補正予算(第2号)
- 第 5 議第 3号 令和4年度庄内広域行政組合庄内食肉流通センター事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 6 議第 4号 令和5年度庄内広域行政組合一般会計予算
- 第 7 議第 5号 令和5年度庄内広域行政組合庄内地方拠点都市地域事業特別会計予算
- 第 8 議第 6号 令和5年度庄内広域行政組合青果市場事業特別会計予算
- 第 9 議第 7号 令和5年度庄内広域行政組合庄内食肉流通センター事業特別会計予算
- 第10 議第 8号 令和5年度庄内広域行政組合市町分賦金
- 第11 議第 9号 庄内広域行政組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 第12 議会第1号 庄内広域行政組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

~~~~~

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

~~~~~

## ◎開 議

(午後3時00分)

### ○議長 尾形昌彦議員

ただいまから、令和5年2月庄内広域行政組合議会定例会を開会します。本日の欠席届出者はありません。出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、報道関係者から議場内での撮影の願いが出ており、議長においてこれを許可しておりますので、ご了承願います。

本日の議事は、お手元に配布しております議事日程第1号によって進めます。

~~~~~

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長 尾形昌彦議員

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第72条の規定により、議長において9番草島進一議員、10番長谷川剛議員を指名いたします。

~~~~~

## ◎日程第2 会期の決定

### ○議長 尾形昌彦議員

日程第2、会期の決定を議題といたします。本定例会の会期につきましては、先に議会運営委員会において協議されておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。3番佐藤喜紀議会運営委員長。

### ○議会運営委員長 佐藤喜紀議員

令和5年2月庄内広域行政組合議会定例会につきましては、去る1月31日に議会運営委員会を開催し協議した結果、本日1日限りとすることに決定いたしました。以上、ご報告いたします。

### ○議長 尾形昌彦議員

お諮りします。ただいま、議会運営委員長より報告ありましたとおり、本定例会の会期は

本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

**○議長 尾形昌彦議員**

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

~~~~~  
◎提案説明

○議長 尾形昌彦議員

本定例会に提案されている議第1号から議第9号までの議案9件について、提案者の説明を求めます。理事長。

○理事長 皆川治鶴岡市長

本定例会に提出いたしました、議案の概要についてご説明申し上げます。議第1号令和4年度庄内広域行政組合庄内地方拠点都市地域事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、補正予算総額を歳入歳出それぞれ2,000万円減額し、予算総額を1,130万円とするものです。内容といたしましては、電気料金の高騰により庄内食肉流通センター事業特別会計からの繰入金を減額するものです。議第2号令和4年度庄内広域行政組合青果市場事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、補正予算総額を歳入歳出それぞれ900万円増額し、予算総額を1億7,713万8千円とするものです。内容といたしましては、電気料金の高騰による光熱水費を増額するものです。議第3号令和4年度庄内広域行政組合庄内食肉流通センター事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、補正予算総額を歳入歳出それぞれ700万円増額し、予算総額を4億7,800万円とするものです。内容といたしましては、電気料金の高騰によるもののほか、庄内食肉流通センターのと畜頭数の減少による使用料の減額及び庄内地方拠点都市地域事業特別会計への繰出金を減額するものです。議第4号令和5年度庄内広域行政組合一般会計予算につきましては、予算総額を歳入歳出それぞれ1,645万3千円とするもので、前年度と比較し95万円の減額となっております。内容といたしましては、組合議会や理事会の運営経費、総務管理費、市町職員共同研修費等を計上しております。議第5号令和5年度庄内広域行政組合庄内地方拠点都市地域事業特別会計予算につきましては、予算総額を歳入歳出それぞれ630万円とするもので、前年度と比較し2,500万円の減額となっております。内容といたしましては、食肉流通センター事業特別会計からの繰入金500万円、庄内地域振興基金の運用収益を財源として庄内地域の情報発信事業を実施します。議第6号令和5年度庄内広域行政組合青果市場事業特別会計予算につきましては、予算総額を歳入歳出それぞれ1億3,970万円とするもので、前年度と比較し2,351万円の減額となっております。内容といたしましては、市場内側溝の改修工事など、市場施設の適切な維持管理と円滑な市場運営を推進するものです。議第7号令和5年度庄内広域行政組合庄内食肉流通セ

ンター事業特別会計予算につきましては、予算総額を歳入歳出それぞれ5億6,700万円とするもので、前年度と比較し9,600万円の増額となっております。内容といたしましては、光熱水費の増額や食肉流通センターの工事請負費の増額により、各種設備・機械の維持修繕を行い円滑な施設運営を図るものです。議第8号令和5年度庄内広域行政組合市町分賦金につきましては、各会計の市町ごとの負担金の額と納入時期をご提案するもので、その総額は前年度同額です。議第9号庄内広域行政組合個人情報保護に関する法律施行条例の制定につきましては、個人情報保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めるものです。

以上が議第1号から議第9号までの議案の概要ですが各議案の細部につきましては、議事の進行に従いまして関係職員に説明させていただきますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

~~~~~

## ◎日程第3 議第1号 令和4年度庄内広域行政組合庄内地方 拠点都市地域事業特別会計補正予算(第 1号)

### ○議長 尾形昌彦議員

次に、日程第3、議第1号令和4年度庄内広域行政組合庄内地方拠点都市地域事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。事務局の詳細説明を求めます。事務局長。

### ○首原司 庄内広域行政組合事務局長

議第1号令和4年度庄内広域行政組合庄内地域拠点都市地域事業特別会計補正予算(第1号)について説明いたします。補正予算書1ページをご覧ください。第1条として歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,000万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,130万円とするものです。歳入からご説明申し上げます。補正予算書6、7ページをご覧ください。2款2項1目庄内庄内食肉流通センター事業特別会計繰入金を補正前の予算額3,000万円から2,000万円減額し、補正後の予算額を1,000万円とするものです。この減額の要因につきましては、庄内食肉流通センター事業特別会計での電気料金の高騰に伴う財源調整により、庄内地域振興基金への積み戻しに充てる繰出金を減額することによるものです。歳出につきましては8、9ページをご覧ください。1款1項1目庄内拠点都市地域事業費を、補正前の予算額3,120万円から24節庄内地域振興基金への積立金を2,000万円減額し、補正後の予算額を1,120万円とするものです。以上、よろしくお審議くださいますようお願いいたします。

### ○議長 尾形昌彦議員

これから質疑を行います。

(なしの声あり)

**○議長 尾形昌彦議員**

これで質疑を終結いたします。討論はございませんか。

(なしの声あり)

**○議長 尾形昌彦議員**

これから議第1号について採決いたします。ただいま議題となっております議第1号については、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

**○議長 尾形昌彦議員**

起立全員であります。よって、議第1号については原案のとおり可決されました。

~~~~~  
**◎日程第4 議第2号 令和4年度庄内広域行政組合青果市場
事業特別会計補正予算（第2号）**

○議長 尾形昌彦議員

次に、日程第4、議第2号令和4年度庄内広域行政組合青果市場事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。事務局より詳細説明を求めます。事務局長。

○菅原司 庄内広域行政組合事務局長

議第2号令和4年度庄内広域行政組合青果市場事業特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。補正予算書11ページをご覧ください。第1条として歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ900万円を増額し、歳入歳出予算の総額を1億7,713万8千円とするものです。歳出から説明いたします。補正予算書18、19ページをご覧ください。1款1項1目市場管理費の補正額900万円は、燃料原油価格の上昇や料金単価の値上がり起因する電気料金の高騰により、光熱水費の不足が見込まれますことから、10節需用費を増額するものであります。次に歳入につきまして16、17ページにお戻り願います。4款1項1目繰越金の補正額135万円は、前年度からの繰越額の一部を本補正財源として追加するものであり、5款2項1目雑入765万円は、市場内事業所からの光熱水費負担分の増額を見込んだものであります。以上、よろしくお審議くださいますようお願いいたします。

○議長 尾形昌彦議員

これから質疑を行います。

(なしの声あり)

○議長 尾形昌彦議員

これで質疑を終結いたします。討論はございませんか。

(なしの声あり)

○議長 尾形昌彦議員

これから議第2号について採決いたします。ただいま議題となっております議第2号については、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長 尾形昌彦議員

起立全員であります。よって、議第2号については原案のとおり可決されました。

~~~~~  
**◎日程第5 議第3号 令和4年度庄内広域行政組合庄内食肉流通センター事業特別会計補正予算(第1号)**

**○議長 尾形昌彦議員**

次に、日程第5、議第3号令和4年度庄内広域行政組合庄内食肉流通センター事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。事務局の詳細説明を求めます。事務所長。

**○佐藤良 食肉流通施設事務所長**

議第3号令和4年度庄内広域行政組合庄内食肉流通センター事業特別会計補正予算(第1号)について説明いたします。補正予算書21ページをご覧ください。今回の補正は、電気料金の高騰やと畜頭数の減少により予算に不足が見込まれることから、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ700万円増額し、歳入歳出予算の総額を4億7,800万円とするものです。歳出から説明いたします。補正予算書28、29ページをご覧ください。電気料金の高騰により、10節需用費のうち光熱水費を3,100万円増額し、消費税額の確定による26節公課費400万円の減額、庄内地方拠点都市地域事業特別会計への27節繰出金2,000万円を減額しております。次に歳入につきまして予算書の26、27ページをご覧ください。2款1項1目食肉流通施設使用料は、と畜頭数の大幅な減少に伴い1,000万円の減額としております。この減要因につきましては、庄内地域では春先の種付けの不良、高温による発育不足。県外においては、宮城県で発生した2つの農場による豚熱の影響による減、岩手県などで発生した豚舎火災による影響などが重なったことが要因となっております。6款2項1目雑入1,240万円につきましては、食肉流通施設利用業者の光熱水費負担分です。以上、よろしくお審議くださいますようお願いいたします。

**○議長 尾形昌彦議員**

**○議長 尾形昌彦議員**

これから質疑を行います。

(なしの声あり)

**○議長 尾形昌彦議員**

これで質疑を終結いたします。討論はございませんか。

(なしの声あり)

**○議長 尾形昌彦議員**

これから議第3号について採決いたします。ただいま議題となっております議第3号については、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

**○議長 尾形昌彦議員**

起立全員であります。よって、議第3号については原案のとおり可決されました。

~~~~~  
**◎日程第6 議第4号 令和5年度庄内広域行政組合一般会計
予算**

○議長 尾形昌彦議員

次に、日程第6、議第4号令和5年度庄内広域行政組合一般会計予算を議題とします。事務局の詳細説明を求めます。事務局長。

○菅原司 庄内広域行政組合事務局長

議第4号令和5年度庄内広域行政組合一般会計予算について説明いたします。予算書の1ページをご覧ください。第1条として予算総額を歳入歳出それぞれ1,645万3千円とし、前年度と比較して95万円の減額とするものです。歳出からご説明申し上げます。8ページをご覧ください。1款議会費につきましては、定例会2回、臨時会1回の開催経費を計上しております。隔年で行う議員視察研修経費分の減によりまして、前年度に比べて103万3千円の減額となっております。2款1項1目総務管理費は、理事会の開催や会計年度任用職員の雇用に係る経費、派遣職員給与費負担金などの広域行政事務所の運営に関する経費で、前年度に比べて33万3千円の増であります。主なものとしましては、18節の派遣職員給与費負担金917万4千円で人件費1人分を計上しております。10ページをご覧ください。2目の市町職員共同研修費は、昨年度と同様の公務員倫理・接遇マナー、政策法務、政策課題、メンタルヘルス・ハラスメントの4種類の研修を予定しております。2款2項1目監査委員費は、定期監査や例月出納検査などに係る監査委員の費用弁償で前年同額となっております。3款予備費は、前年度より25万円減額しております。次に歳入についてご説明申し上げます。

戻りまして6ページをご覧ください。1款1項1目市町負担金は、前年度と同額で1,440万円を計上しています。2款1項1目繰越金は204万7千円で、前年度と比較しまして95万円の減額となっております。3款諸収入は、前年同額です。以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長 尾形昌彦議員

これから質疑を行います。

(なしの声あり)

○議長 尾形昌彦議員

これで質疑を終結いたします。討論はございませんか。

(なしの声あり)

○議長 尾形昌彦議員

これから議第4号について採決いたします。ただいま議題となっております議第4号については、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長 尾形昌彦議員

起立全員であります。よって、議第4号については原案のとおり可決されました。

~~~~~  
**◎日程第7 議第5号 令和5年度庄内広域行政組合庄内地方  
拠点都市地域事業特別会計予算**

**○議長 尾形昌彦議員**

次に、日程第7、議第5号令和5年度庄内広域行政組合庄内地方拠点都市地域事業特別会計予算を議題とします。事務局の詳細説明を求めます。事務局長。

**○菅原司 庄内広域行政組合事務局長**

議第5号令和5年度庄内広域行政組合庄内地方拠点都市地域事業特別会計予算について説明いたします。予算書の13ページをご覧ください。第1条として予算総額を歳入歳出それぞれ630万円とするもので、前年度と比較し2,500万円の減額とするものです。電気料金高騰の影響により、庄内食肉流通センター事業特別会計から地域振興基金への戻入に係る繰入金を減額することによるものです。歳出からご説明申し上げます。20ページをご覧ください。1款1項1目地方拠点都市地域事業費は、前年度と比較して2,500万円減の620万円としております。その内訳は、12節委託料が120万円で庄内地域振興基金の運用益を活用した事業として、地域文化情報誌「クレードル」への記事掲載を通じ庄内各地の魅力を情報発信

しているもので、引き続き庄内総合支庁と連携して高校生が取材した記事を掲載する予定としております。24 節積立金の 500 万円は、食肉流通センター事業特別会計からの繰入金を庄内地域振興基金に積み立てるものです。これによりまして、令和 5 年度末の基金残高は 3 億 3,165 万円の見込みとなっております。2 款予備費は前年度同額です。続きまして、歳入について説明いたします。18 ページをご覧ください。1 款 1 項 1 目利子及び配当金は庄内地域振興基金の運用収入であり、2 款 1 項 1 目庄内地域振興基金繰入金は庄内情報発信事業に充当する基金運用収入の不足分を繰り入れるものです。2 款 2 項 1 目庄内食肉流通センター事業特別会計繰入金は、庄内地域振興基金への戻入れ 500 万円であります。3 款繰越金、4 款諸収入については前年同額です。以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

**○議長 尾形昌彦議員**

これから質疑を行います。

(なしの声あり)

**○議長 尾形昌彦議員**

これで質疑を終結いたします。討論はございませんか。

(なしの声あり)

**○議長 尾形昌彦議員**

これから、議第 5 号について採決いたします。ただいま議題となっております議第 5 号については、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

**○議長 尾形昌彦議員**

起立全員であります。よって、議第 5 号については原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◎日程第 8 議第 6 号 令和 5 年度庄内広域行政組合青果市場事業特別会計予算

○議長 尾形昌彦議員

次に、日程第 8、議第 6 号令和 5 年度庄内広域行政組合青果市場事業特別会計予算を議題とします。事務局の詳細説明を求めます。事務局長。

○菅原司 庄内広域行政組合事務局長

議第 6 号令和 5 年度庄内広域行政組合青果市場事業特別会計予算について説明いたします。予算書 23 ページをお願いします。第 1 条で予算総額を歳入歳出それぞれ 1 億 3,970 万

円とするもので、前年度と比較して2,351万円、率にして14.4%の減となります。電気料高騰による光熱水費の増額要因がある一方で、工事請負費が減額となったことによるものです。第2条の一時借入金の最高額は3,000万円で、前年度と同額としております。歳出からご説明申し上げます。32ページをご覧ください。主な内訳といたしまして、10節需用費では光熱水費が電気料金の改定、燃料費調整額の上昇などにより5,255万2千円で前年度比2,395万1千円、率にして83.7%の増であります。12節委託料は、施設の保守管理料等に関するもので、労務単価などの上昇により前年度比109万2千円の増額となったものです。35ページをご覧ください。14節工事請負費は、1,589万5千円で前年度比4,904万9千円の減となります。工事内容につきましては、構内の側溝改修工事と経年による劣化が著しい市場看板塔について修繕工事を行うものです。18節負担金補助及び交付金には、来年度市場開設50周年を迎えるにあたり、記念事業負担金60万円を計上しております。24節積立金は、市場整備等基金への積立として、また26節公課費は消費税として200万円の計上であります。2款公債費は865万2千円で、令和4年度借入にかかる新たな償還を見込み、前年度比612万9千円の増としております。3款予備費は、前年度同額を計上しております。続きまして歳入についてご説明申し上げます。戻りまして28ページをご覧ください。主なものとして1款1項1目市町負担金は、前年度と同額の2,700万円を計上しております。2款1項1目市場使用料は、売上に連動する売上高割市場使用料について、販売数量の実績見込みを勘案しまして96万円ほど減額しております。4款繰入金は、工事請負費に充てるため1,000万円の基金繰入を予定しております。30ページをご覧ください。6款2項雑入は、市場内事業所の光熱水費負担分の増額を見込んだもので、前年度と比較して2,098万8千円の増となっております。37ページをご覧ください。地方債の令和5年度末における現在高見込額は6,055万1千円と見込んでおります。以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長 尾形昌彦議員

これより質疑を行います。9番草島進一議員。

○9番 草島進一議員

市場開設50周年おめでとうございます。事業負担金60万円は、どのような事業を想定されているのかお伺いいたします。

○議長 尾形昌彦議員

事務局長。

○菅原司 庄内広域行政組合事務局長

市場開設50周年事業負担金の用途についてご質問いただきました。場内事業者により50周年記念事業実行委員会を立ち上げており、既に今年度4回ほど協議を重ねております。これまでの周年事業を参考にしながら、記念誌の発行、記念式典などを開催する予定です。実行委員会に対して、卸、仲卸、事業者それぞれから負担金いただきながら事業を進めていく

予定です。

○議長 尾形昌彦議員

9 番草島進一議員。

○9 番 草島進一議員

是非、有意義な事業になることをご祈念申し上げます。

○議長 尾形昌彦議員

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 尾形昌彦議員

質疑を終結します。討論はございますか。

(なしの声あり)

○議長 尾形昌彦議員

議第 6 号について採決いたします。ただいま議題となっております議第 6 号については、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長 尾形昌彦議員

起立全員であります。よって、議第 6 号については原案のとおり可決されました。

~~~~~  
**◎日程第 9 議第 7 号 令和 5 年度庄内広域行政組合庄内食肉流通センター事業特別会計予算**

**○議長 尾形昌彦議員**

次に、日程第 9、議第 7 号令和 5 年度庄内広域行政組合庄内食肉流通センター事業特別会計予算を議題とします。事務局の詳細説明を求めます。事務所長。

**○佐藤良 食肉流通施設事務所長**

議第 7 号令和 5 年度庄内食肉流通センター事業特別会計予算について説明いたします。予算書 39 ページをご覧ください。歳入歳出予算第 1 条に記載のとおり、歳入歳出予算をそれぞれ 5 億 6,700 万円とするものです。前年度と比較して 9,600 万円、率にして 20.4%の増となります。これは電気料金の高騰による光熱水費の増によるものと、工事請負費の増が主な

要因となっております。第2条の地方債は起債の目的、限度額等につきましては、42ページの第2表のとおり7,100万円としております。第3条一時借入金の限度額は、昨年度同様の8,000万円としております。内訳につきまして、事項別明細書により歳出から先にご説明申し上げます。50、51ページをご覧ください。1款1項1目管理運営総務費4,512万2千円は、主に食肉流通施設事務所の運営に係る総務的経費で、前年度と比較して2,984万7千円の減となっております。この要因につきましては24節積立金が1,000万円の減、27節繰出金が2,500万円の減としております。電気料金の高騰による財源調整のために減額したものです。このほか、26節公課費は1,200万円を計上しております。次に、2目施設管理費は、庄内食肉流通センターの施設管理に係る経費で総額4億1,131万5千円、前年度と比較して1億1,886万3千円の増となっております。これは、光熱水費が8,192万9千円の増、工事請負費が4,170万5千円増加したこと、また委託料が503万1千円減少したことが要因となっております。主なものとして、光熱水費につきましては、電気料金のうち原油価格高騰などの影響により燃料費調整額が毎月上昇し、さらにこの上限額が撤廃されています。加えて電気料金改定による基本料金、従量料金の大幅な増加となっております。委託料の減につきましては、前年度に実施したと畜ライン制御システムの更新が皆減したことによるものです。52、53ページをご覧ください。工事請負費につきましては、4,170万5千円増の7,636万7千円としております。内容につきましては8件の工事を予定しており、処理工場棟では豚をと殺するため電撃を加える自動スタンピング装置の更新、大動物繋留所の扉交換工事、汚泥焼却施設では、汚水を引き上げる原水ポンプの更新、と畜の処理水の中に含まれる流入し渣を回収し引き上げるクレーンの更新、原水電磁流量計の更新、曝気ブローアの更新、汚泥焼却炉の炉体更新、高圧新相コンデンサの更新を行うものです。2款1項の公債費元金1億36万2千円は、令和3年度に借入れした起債の償還が始まっていることから、前年度と比較して697万3千円の増としております。予備費については、前年度同額を計上しております。次に歳入につきまして46、47ページをご覧ください。主なものとして、1款1項市町負担金は前年度同様1億円。2款1項使用料は主力の豚のと畜頭数を26万2千頭と見込んでおります。4款繰入金2,000万円は、庄内食肉流通センター整備等基金を取り崩し、工事費等の維持改良経費に充てるものです。48、49ページをご覧ください。6款2項の雑入については、主に食肉流通施設利用業者の光熱水費負担分となっており、前年度と比較して3,249万5千円の増となっています。7款1項の組合債は、改修工事にかかる起債の借入で7,100万円を計上しております。以上が歳入の内訳です。55ページをご覧ください。地方債の令和5年度末における現在高の見込みにつきましては、5億3,864万1千円と見込んでおります。以上、よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

#### ○議長 尾形昌彦議員

これより質疑を行います。9番草島進一議員。

#### ○9番 草島進一議員

施設の工事費についてお伺いします。工事は8件とのことですが、昨年この場で「と畜ラ

インのシステムはオランダのマレル社製品を使っていて、コロナの関係でオランダから技術者が日本に入ってこられないということで工事をストップしている部分がある。コロナが落ち着けば、その部分の改修なり予算化をして安定した食肉の流通を図っていきたい。」というふうにお答えいただいております。今回の8件に、オランダの製品も含まれているのかお伺いいたします。

**○議長 尾形昌彦議員**

事務所長。

**○佐藤良 食肉流通施設事務所長**

ご質問のありましたオランダのマレル社製品の改修についてですが、と畜ラインシステムは令和4年度にオランダからシステムエンジニアが来日し、改修を実施いたしました。今回の工事費では、電撃を加えるスタニング装置更新1点がマレル社製品の改修となりますが、部品交換となるためシステムエンジニアは来日せず、工事に入れ替える形になります。その他にチェーン等のモーターに関する部分などもあります。代理店からはウクライナがらみで製品が入ってこないと言われていることから、現時点で可能な箇所から改修を行うものです。補足となりますが、長期見通しでは令和7年度にマレル社の製品改修を予定しております。

**○議長 尾形昌彦議員**

9番草島進一議員。

**○9番 草島進一議員**

よく分かりました。ありがとうございました。

**○議長 尾形昌彦議員**

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

**○議長 尾形昌彦議員**

これで質疑を終結します。討論はございますか。

(なしの声あり)

**○議長 尾形昌彦議員**

これから、議第7号について採決いたします。ただいま議題となっております議第7号については、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)



**○議長 尾形昌彦議員**

起立全員であります。よって、議第7号については原案のとおり可決されました。

~~~~~  
**◎日程第10 議第8号 令和5年度庄内広域行政組合市町分
賦金**

○議長 尾形昌彦議員

次に、日程第10、議第8号令和5年度庄内広域行政組合市町分賦金を議題とします。事務局の詳細説明を求めます。事務所長。

○佐藤良 広域行政事務所長

議第8号、令和5年度庄内広域行政組合市町分賦金について説明いたします。分賦金の総額は1億4,140万円とするもので、前年度と同額としており、納期については年4回とするものです。各会計とも算出方法にて人口割を使用しており、令和2年国勢調査人口を基に、令和8年度分賦金の算出まで使用する市町人口は固定となります。別表1一般会計につきましては人口割100%としており、負担割合は国勢調査人口により按分しております。続きまして、青果・食肉会計につきましては、これまで鶴岡・酒田の統合施設という建設経過で設けられた都市割、食肉では固有割は当初の起債償還が終了したことから、昨年度より経過措置を設けて段階的に毎年10%ずつ減額をし、人口割に移行することとしております。別表2の青果市場事業特別会計では、総額を2,700万円とし、4割を都市割、残りの6割を人口割としております。別表3の食肉流通センター事業特別会計では、総額を1億円とし、その4割を固有割、5割を人口割、残りの1割を頭数割としております。頭数割につきましては、直近の豚出荷頭数で算出することとしており、令和3年度実績から算定しております。以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長 尾形昌彦議員

これから質疑を行います。

(なしの声あり)

○議長 尾形昌彦議員

質疑を終結いたします。討論はございませんか。

(なしの声あり)

○議長 尾形昌彦議員

これから、議第8号について採決いたします。ただいま議題となっております議第8号については、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長 尾形昌彦議員

起立全員であります。よって、議第8号については原案のとおり可決されました。

~~~~~  
**◎日程第11 議第9号 庄内広域行政組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定**

**○議長 尾形昌彦議員**

次に、日程第11、議第9号庄内広域行政組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について議題とします。事務局の詳細説明を求めます。事務局長。

**○菅原司 庄内広域行政組合事務局長**

議第9号、庄内広域行政組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について説明いたします。個人情報保護制度については、これまで国・地方公共団体では、それぞれ独立した基準で管理・運用がなされてきたものでありますが、デジタル業務の推進に伴い公的部門で取り扱うデータが質的・量的に増大し、様々な行政機関等が行う事務事業や権利保護について、統一的な基準と履行の確保が必要であることから法体系が見直されたものであります。このことにより、これまで民間事業者を対象としていた個人情報保護法が改正され、地方公共団体にも同法が直接適用され個人情報の管理・運用の基準が一本化されることに伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものであります。新たに制定する条例について条文等につきましては、お手元に配布しておりますが、酒田市個人情報の保護に関する法律施行条例を準用するものであります。以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

**○議長 尾形昌彦議員**

これから質疑を行います。

(なしの声あり)

**○議長 尾形昌彦議員**

これで質疑を終結いたします。討論はございませんか。

(なしの声あり)

**○議長 尾形昌彦議員**

これから、議第9号について採決いたします。ただいま議題となっております議第9号については、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

**○議長 尾形昌彦議員**

起立全員であります。よって、議第9号については原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◎日程第12 議会第1号 庄内広域行政組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

○議長 尾形昌彦議員

次に、日程第12、議会第1号庄内広域行政組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について議題とします。発議者の説明を求めます。3番佐藤喜紀議会運営委員長。

○3番 佐藤喜紀議会運営委員長

ただいま議題となっております。議会第1号庄内広域行政組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてご提案申し上げます。議会第1号庄内広域行政組合議会個人情報の保護に関する条例の制定について、庄内広域行政組合議会の個人情報の保護に関する条例を次のように制定する。令和5年2月7日提出、発議者は庄内広域行政組合議会議会運営委員会委員長佐藤善紀であります。提案の理由といたしましては、庄内広域行政組合議会における個人情報の保護に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものであります。なお、条文等につきましては、お手元に配布しておりますのでよろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長 尾形昌彦議員

これから質疑を行います。

(なしの声あり)

○議長 尾形昌彦議員

これで質疑を終結いたします。討論はございませんか。

(なしの声あり)

○議長 尾形昌彦議員

これから、議会第1号について採決いたします。ただいま議題となっております議会第1号については、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長 尾形昌彦議員

起立全員であります。よって、議会第1号については原案のとおり可決されました。

◎閉 会

○議長 尾形昌彦議員

以上で、本定例会に付議された議案の審議はすべて議了いたしました。これをもちまして、令和5年2月庄内広域行政組合議会定例会を閉会いたします。

(午後3時50分)

~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

議会議長

議会副議長

議会議員

議会議員